

11 経済産業省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	110010	プロジェクト名	新燃料DME・自動車普及モデル事業	
要望事項 (事項名)	DME自動車燃料装置用容器に関する技術基準の創設	都道府県	新潟県	
		提案事項管理番号	1013020	
提案主体名	一般社団法人日本DME協会、新潟県			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	<p>○容器保安規則(昭和四十一年五月二十五日通商産業省令第五十号)第2条、第3条、第6条、第7条</p> <p>○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(平成九年三月二十五日通商産業省告示第百五十号)</p> <p>○容器保安規則の機能性基準の運用について(平成二十五年五月十五日 20130409 商局第4号)</p>
制度の現状	<p>現行の規則化での公道走行を実施</p>

求める措置の具体的内容	<p>高圧ガス保安法容器保安規則(省令)の中に「DME 自動車燃料装置用容器」の技術基準を創設する。</p> <p>これにより、道路運送車両法令上の DME 自動車保安基準における自動車搭載燃料容器に関する基準が定まり、DME 自動車保安基準の創設が完結する。</p> <p>この措置により、既に認可されている規制の特例措置 1109「燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業」の実施・活用が可能となる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>○必要性根拠</p> <p>高圧ガス保安法対象ガスを燃料とする自動車に搭載する燃料容器については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 20 条第1項第1号に「容器保安規則に適合する容器」と規定されている。DME は高圧ガス保安法対象ガスであるため、新たに創設する DME 自動車保安基準においても、DME 自動車に搭載する燃料容器にはこの考え方が盛り込まれる。しかし現行の容器保安規則には DME 自動車燃料装置用容器の基準がないため、道路運送車両法令上の DME 自動車保安基準創設のためには、容器保安規則に DME 自動車燃料装置用容器の基準を創設する必要がある。</p> <p>○経緯</p> <p>当該技術基準については、平成 22 年 11 月に田村昌三東京大学名誉教授を委員長とし、学識経験者、関連団体・業界代表者、オブザーバー経産省、高圧ガス保安協会からなる「DME 自動車用燃料充てん設備等の高圧ガスに関する技術基準案検討委員会」が設置され、DME 自動車燃料装置用容器の技術基準案が審議、作成され、平成 23 年 4 月に経済産業省 原子</p>

力安全・保安院 保安課に相談されている。更に同年 8 月から容器保安規則関係告示及び例示基準における技術基準案の審議、作成が行われ、平成 24 年 5 月に経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室に相談されている。これら技術基準案については、日本 DME 協会からの要請を受け、日本 DME 協会と高圧ガス保安室とにおいて検討が進められていた。
○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われなければ成立しない。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	Ⅲ
<p>現状、DME自動車の走行事例が少ないことに加え普及見通しも不明確なため、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で、要件を一般化して示すことは時期尚早。今後、燃料電池自動車や水素スタンド同様に普及開始時期等を見つつ、技術基準が必要ということになれば、基準の制定を行いたい。</p> <p>なお、現行法令下においても、個別具体的に安全性を示していただければ、DME自動車燃料装置用容器について特認手続に基づいて申請、認可を得ることは可能。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
DME 自動車普及の観点から、右提案者からの意見に対し、回答をお願いします。				
提案主体からの意見				
<p>今回の構造改革特区提案の中で、国土交通省は DME 自動車を現行の保安基準のもとで認可する方針を打ち出されました。したがって、上記保安基準に基づく DME 自動車に搭載する DME 自動車燃料装置用容器について、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で要件を一般化した技術基準の創設に早急に着手していただきますよう改めて要望いたします。DME 自動車の社会的必要性、DME 自動車の海外における動向と日本の商用車メーカーの立場、日本における DME 自動車の導入・普及等につきましては、補足資料「意見書1」を参照ください。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>現行法令下においても、特認手続に基づいて認可を得ることは可能であり、DME自動車燃料装置用容器について、個別具体的に安全性を示していただければ、どの企業であっても、手続きは可能です。</p> <p>また、日本開発のDME自動車の海外展開を可能とするためには、国内基準の整備のみでは行えず、燃料電池自動車と同様に、国内基準の作成のみならず、海外基準の調査や海外基準との整合を図る必要があります。現状では、国産DME自動車の普及見通しや、今後の普及計画を踏まえた複数のDME自動車や容器の仕様も不明確であることから、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で、要件を一般化して示すことは時期尚早であり、まずは現行制度において実績を積み、技術基準が必要ということになれば、基準の制定を行いたいと考えています。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	III

11 経済産業省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	110020	プロジェクト名	新燃料DME・自動車普及モデル事業	
要望事項 (事項名)	保安距離等の基準を緩和した DME スタンド技術基準の創設	都道府県	新潟県	
		提案事項管理番号	1013030	
提案主体名	一般社団法人日本DME協会、 新潟県			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	一般高圧ガス保安規則 (昭和四十一年五月二十五日通商産業省令第五十三号) 第7条
制度の現状	一般高圧ガス保安規則第7条は、圧縮天然ガススタンド製造施設に係る技術上の基準についての規定です。なお、当該規則第7条には、事業所内に貯蔵設備を設置する圧縮天然ガススタンドと事業所外部の都市ガス導管から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドの技術上の基準が規定されています。

求める措置の具体的内容	<p>高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(省令)の中に保安距離等の基準を緩和したDMEスタンド技術基準を創設する。</p> <p>これにより、幹線道路沿いへの DME スタンドの設置が可能となり、DME スタンド設置促進、及び次世代クリーンディーゼル DME 自動車の普及を図ることができる。</p> <p>この措置により、既に認可されている規制の特例措置 1108「保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業」の実施・活用が可能となる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>○必要性根拠</p> <p>現行一般高圧ガス保安規則に基づき DME スタンドを設置する場合、保安距離規定が厳しく約 50m×50m の広大な敷地を必要とし、幹線道路沿いへの設置は困難である。他に保安要員等に設置困難な事項がある。従って DME スタンド設置のためには、同規則における圧縮天然ガススタンド基準等と同様に、自動車用燃料スタンドに特化し、保安距離等の規制を緩和した DME スタンド基準の創設が必要である。</p> <p>○経緯</p> <p>DME スタンドの保安距離等の規制緩和による安全性に関しては、平成 20、21 年度経済産業省地域イノベーション創出研究開発事業の下、産業技術総合研究所安全科学研究部門、東京大学化学システム工学部門、及び民間会社による「DME スタンドの安全性研究」が行われ、圧縮天然ガススタンドと同等の保安距離等の基準により、DME スタンドの安全を確保できることが示された。</p> <p>DME スタンド技術基準については、平成 22 年 11 月に田村昌三東京大学名誉教授を委員長とし、学識経験者、関連団体・業界代表者、オブザーバー経産省、高圧ガス保安協会からなる</p>

検討委員会が設置され、上記研究結果を基に審議が行われ、作成された技術基準案が平成23年4月に経産省原子力安全・保安院保安課に提出されている。更に同年8月から一般高圧ガス保安規則の第2種製造者に関するDMEスタンド技術基準案及び告示・例示基準における技術基準案の審議が行われ、作成された技術基準案が平成24年5月に経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室に提出されているが、法制化に至っていない

○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われなければ活用できない

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	Ⅲ
<p>現状、DMEスタンドの設置事例は少なく、DME自動車についての普及見通しも不明確なため、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で、要件を一般化して示すことは時期尚早。今後、燃料電池自動車や水素スタンド同様に普及開始時期等を見つつ、技術基準が必要ということになれば、基準の制定を行いたい。</p> <p>なお、現行法令の一般高圧ガス保安規則第6条の規定を適応すれば、DMEスタンドを設置することは可能であるとともに、一般高圧ガス保安規則第99条の規定する特認制度を活用すれば、一般高圧ガス保安規則第6条の保安距離等の規定にかかわらず、DMEスタンドを設置することは可能。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
DME自動車普及の観点から、右提案者からの意見に対し、回答をお願いします。				
提案主体からの意見				
一般高圧ガス保安規則第99条の特認制度を活用しても、保安統括者、保安係員等の選任の規定については、措置の分類Dによる対応は困難です。その他、DME自動車の社会的必要性、DME自動車の海外における動向と日本の商用車メーカーの立場、DME自動車の導入・普及、DMEスタンド・充填技術における研究開発実績、給油取扱所へのDMEスタンド併設基準の創設の必要性の各観点から、保安距離等の基準を緩和したDMEスタンド技術基準の創設に早急に着手していただきますよう改めて要望いたします。詳細は補足資料「意見書2」を参照ください。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>現状、DMEスタンドの設置事例は少なく、DME自動車についての普及見通しや、今後の普及計画を踏まえた複数のDMEスタンドの仕様や運営方法も不明確ですが、こうした中で、現行法令でも一般高圧ガス保安規則第6条の規定を適応すれば、DMEスタンドを設置することは可能です。また、一般高圧ガス保安規則第99条の規定を活用すれば、一般高圧ガス保安規則第6条の保安距離等の規定にかかわらず、DMEスタンドを設置することは可能です。今後、水素スタンドのように普及開始時期が明確となり、技術基準案の法令化が必要ということになれば、基準の制定について検討を行います。</p> <p>また、既に認可されている規制の特例措置1108「保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業」の活用については、設置されるDMEスタンドの技術上の基準を明確にした上で、当該特区事業の申請手続きに基づいた申請が可能と考えます。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ

11 経済産業省 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	110030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	系統容量、連係費用及び設備認定状況の開示・公表	都道府県	長野県
		提案事項管理番号	1015020
提案主体名	長野県		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	—
制度の現状	<p>系統情報については電力会社において情報が公表されている。</p> <p>設備認定の状況については資源エネルギー庁のHPにおいて公表されている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>固定価格買取制度の運用について、自治体、住民、発電事業者等に対し、電力会社の系統容量及び連係費用等の情報、並びに国の設備認定の詳細な情報をそれぞれ開示・公表する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>再生可能エネルギー発電に係るリスクを抑制し、発電コストを低減することにより、再生可能エネルギーの健全な発展を目指す。具体的には、固定価格買取制度を活用して発電事業を行おうとする場合に、接続できる系統容量や連携費用等の情報を予め把握することが容易でないため、それらの情報について開示・公表することを法令等で定める。また、地域レベルでの設備認定の状況についても詳細が公表されていないため、これを公表する。これにより、地域の系統や設備認定等の状況が事業計画時に把握できるため、事業リスクの抑制と発電コストの低減につながる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>農山村の多い長野県では、変電所の容量に余裕が少なく、再生可能エネルギーの普及や電力需要の減少に伴い、出力抑制を余儀なくされるケースが発生するなど今後の再生可能エネルギーの普及に向けた事業者との計画の立案が円滑に進まない可能性がある。また、太陽光発電設備の立地や開発に伴い、発電事業者と地域との合意形成に係るトラブルも発生している。</p> <p>そこで、現在は都道府県や市町村であっても把握することのできない、地域の系統や設備認定等の状況が、開示・公表されることで、地域の合意形成を軽視した事業者独自の開発や電力事業者とのトラブルなど再生可能エネルギー発電に係るリスクを抑制し、発電コストの低減を図り、再生可能エネルギーの健全な発展を促進することが可能となる。</p> <p>なお、地域の系統容量等を増強するためには、国の積極的な関与も重要となる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>系統情報については、「系統情報の公表の考え方(資源エネルギー庁)(平成26年3月改訂)」において連系制約マッピングの公表や系統連系に係る費用の開示のあり方等系統連系に係る情報公表のあり方を示しており、それらを踏まえ、現在電力会社において情報の公表がされているところ。</p> <p>また、設備認定の状況については、定期的に資源エネルギー庁のHPにおいて公表されているところ。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
再生可能エネルギー普及の観点から、右提案者からの意見に対し、回答をお願いします。				
提案主体からの意見				
<p>系統情報の情報提示に関し、以下の事項を求める。</p> <p>第一に現状 154kV 以上としている情報提示を 154kV未満の連系への拡大。</p> <p>第二に概算工事費及び算定根拠並びに工事費負担金概算の無料による情報提示。</p> <p>設備認定の公表に関し、以下の事項を求める。</p> <p>第一に市町村別の認定件数及び稼働件数並びにそれらの出力規模別の内訳、設置形態別の内訳の公表。</p> <p>第二に個人設置を除く 10kW以上の発電設備について、名称、所在地、出力規模並びに設置者の名称及び所在地の公表。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—
<p>系統情報の情報開示については、電圧の低い送電線は膨大に存在するため、それら全てについて網羅的に調査し、連系制約マップや概算工事費等、系統情報の情報開示をすることは困難である(具体的な事案について、相談があった際に調査し、提示することとしている。)。ただし、一般電気事業者10社のうち、系統連系制約のない中部電力・関西電力を除く8社は、ご提案にある154kV未満(66kV以上)の連系制約マップについても公開している。</p> <p>認定情報の公表については、第一の市町村別の認定件数及び稼働件数並びにそれらの出力規模別の内訳、設置形態別の内訳の公表については、7月中を目途に実施する予定。第二の、認定発電設備に係る名称、所在地、出力規模並びに設置者の名称及び所在地に関する情報は、当該設備が運転開始前の段階では、行政機関情報公開法上、「法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報」に該当するとして、地方税法上に基づく請求等を除き非公開としている。他方、運転開始後における個々の発電設備に関する設置者及び所在地等の情報については、これらの法令等との整合性及び国民負担によって支えられている制度であるという趣旨を踏まえ、今後どこまで公表できるか前向きに検討してまいりたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右提案者からの再意見に対し、回答をお願いします。			
提案主体からの再意見	<p>系統情報の情報開示に関して、具体的な事案の相談時の取扱いが不明であるが、154KV未満の相談にかかる調査・提示についても、154KV 以上における情報開示と同様の取扱い(無料)とされたい。</p> <p>設備認定の公表に関して、設備認定情報は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第6条の規定により経済産業大臣が認定した事項であり、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報には当たらないものと考えられる。</p> <p>また、国民の負担によって支えられている制度でもあることから、設置事業者及び所在地等の情報を設備認定後速やかに公開されたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—
<p>154kV以上については、容量面から評価した連系制限の有無や標準化された単価・工期の目安等を一般電気事業者のネットワークサービスセンターや営業所の受付窓口において、無料で提示している。他方、154kV未満についても容量面から評価した連系制限の有無等の情報については無料で提示されるが、電圧の低い送電線が膨大に存在し、連系地点によって工事費が大きく異なるため、それら全てについて網羅的に調査し、概算工事費等を提示することは困難である。</p> <p>運転開始前における個々の発電設備に関する設置者及び所在地等の情報については、開示することによる個別法人の設備投資計画が明らかになるおそれがあること及び土地権利取得前のもは土地を第三者に取得されるおそれがあり、これらは法人の正当な利益を害するおそれのある情報であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イの不開示情報に該当すると考えており、原則非公開としている。</p> <p>他方、運転開始後における個々の発電設備に関する設置者及び所在地等の情報については、これらの法令等との整合性及び国民負担によって支えられている制度であるという趣旨を踏まえ、今後どこまで公表できるか前向きに検討してまいりたい。</p> <p>なお、従来、都道府県別に公表してきた認定及び導入状況の情報については、8月6日から、より詳細な市町村別の情報や、新たに電力買取状況の公表を始めている。</p>				